番号

軽自動車届出済証返納証明書

車両番号	車台番号

備考

年　月　日

運輸監理部長又は運輸支局長

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の道路運送車両法施行規則（以下「旧規則」という。）第十六号様式による軽自動車届出済証及び第十七号様式の二による臨時運転番号標貸与証は、それぞれこの省令による改正後の道路運送車両法施行規則（以下「新規則」という。）軽二輪第八号様式による軽自動車届出済証及び軽二輪第九号様式による臨時運転番号標貸与証とみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧規則第六十三条の六第二項の規定により軽自動車届出済証を返納した者に交付された軽自動車届出済証返納証明書は、新規則軽二輪第十号様式による軽自動車届出済証返納証明書とみなす。